

長浜市新型コロナウイルスワクチン集団接種に従事するパートタイム会計年度任用職員の給与の特例に関する規則及び長浜市新型コロナウイルス感染拡大傾向時の一般検査無料化事業に従事するパートタイム会計年度任用職員の給与の特例に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和8年1月19日

長浜市長 浅見 宣義

## 長浜市規則第12号

長浜市新型コロナウイルスワクチン集団接種に従事するパートタイム会計年度任用職員の給与の特例に関する規則及び長浜市新型コロナウイルス感染拡大傾向時の一般検査無料化事業に従事するパートタイム会計年度任用職員の給与の特例に関する規則を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 長浜市新型コロナウイルスワクチン集団接種に従事するパートタイム会計年度任用職員の給与の特例に関する規則（令和3年長浜市規則第69号）
- (2) 長浜市新型コロナウイルス感染拡大傾向時の一般検査無料化事業に従事するパートタイム会計年度任用職員の給与の特例に関する規則（令和4年長浜市規則第10号）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。